



Q.

しゅうなん  
マイスターとは

A.

卓越した技術および技能を持ち、後継者育成に意欲がある方を「しゅうなんマイスター」として認定しています。平成22年度に制度を創設し、現在17人の方が認定されています。

Q.

どんな活動をして  
いるの？

A.

教育機関、地域などからの要請により、マイスターを講師として学校や行事などへ派遣し、その持てる技能を継承するための実習・講演などの活動を行っています。

詳しい活動内容は、別紙申込書裏面の「講演・指導内容一覧」をご覧ください。

Q.

どんな人が  
申込みできるの？

A.

市内に事業所を有する企業、教育機関、および市内に在住または在勤、通学する人で、おおむね10人以上が参加予定の団体やグループであれば申込み可能です。

Q.

費用はかかる  
のでしょうか？

A.

マイスターへの謝礼金・交通費等の費用は必要ありません。ただし、実習などで材料等が必要となる場合には、実費が必要となります。

Q.

申込み方法は？

A.

所定の申込書に記入のうえ、開催を希望する日の1ヶ月前までに、商工振興課までEメール、FAXまたは郵送でお申込みください。

依頼者とマイスターとの連絡調整は周南市が行います。

Q.

開催時間等は？

A.

開催時間はおおむね60分程度を目安としてください。日時、会場、内容等については、マイスターと協議のうえ、調整させていただくことがあります。

活動依頼は、FAX・メールで随時受付けています。  
あなたも“匠の技”を体験してみませんか？